

令和 8 年 4 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 8 年 4 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 8 年 4 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 8 年 4 月 3 0 日

○会議の日時 令和 8 年 4 月 3 0 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 3 階 会議室 3 0 7

○出席委員（21 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	4 番	望 月 孝 夫 君
5 番	堀 内 伸 一 君	6 番	高 山 万 寿 君
7 番	加 島 美智代 君	8 番	藤 岡 喜美夫 君
9 番	齋 藤 岳 雄 君	10 番	二 木 寿 夫 君
12 番	三 枝 守 和 君	13 番	細 萱 美 嗣 君
14 番	降 旗 治 喜 君	16 番	小 林 正 君
17 番	一 志 寛 君	18 番	中 野 隆 洋 君
19 番	平 林 平 君	20 番	丸 山 新 悟 君
22 番	請 地 康 仁 君	23 番	丸 山 隆 也 君
24 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（3 名）

11 番	平 林 明 美 君	15 番	中 村 正 君
21 番	望 月 慎 二 君		

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	高 山 英 利 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	飯 田 佳 乃 君		

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局長（高山英利君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、佐原会長の議事進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本定例総会でございますが、現在の出席者は 21 名、過半数を達しておりますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づきまして、本会は成立をさせていただきます。

なお、11 番平林委員、15 番中村委員、21 番望月委員から欠席届が出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例等に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に関して質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名させていただきますので、番号と委員名を名乗ってから発言をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人を任命いたします。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、議長が指名をさせていただきます。22番、請地委員、23番、丸山委員の2人をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議決は出席委員の過半数を決し、可否同数の場合は会長がこれを決することとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、事務局にお伺いいたします。本日の傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） 本日はおりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、本日の日程どおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） では、本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、三郷・堀金地域は4月24日、豊科・明科地域は4月27日、穂高地域は4月28日に地域委員会を開催し協議しております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページから5ページをお願いします。

今月の申請件数は7件で、申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人の経営面積につきましては、議案書の記載のとおりです。いずれも受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、申請番号22番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

なお、議事につきましては、別冊の2ページをご覧いただきたいと思います。お願いします。

○23番（丸山隆也君） 申請番号22番について説明をいたします。23番、丸山です。

申請事由でございます。渡人は仕事の都合で耕作が困難なため、申請地を譲渡したい。受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、農作業用として管理したいという事由でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして申請番号23番につきまして、担当地区委員より申請事由をお願いいたします。

なお、位置につきましては、別冊の3ページでご確認をお願いします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号23番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地を譲り受け、耕作したいということです。

審議をよろしくお願いいたします。失礼しました。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 全員挙手により許可といたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして申請番号24番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

また、別冊4ページをご覧ください。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号24について、申請事由を説明いたします。

渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地を譲り受け、飼料作物を耕作したいということでございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可とさせていただきます。

それでは、続きまして申請番号25番につきまして、申請事由をお願いをいたします。

なお、位置につきましては別冊5ページをお願いをいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号25番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたいということです。補足ですけれども、これ全てがワサビ田になっていまして、この黄枠のところは、ワサビ田を掘り上げたときの土砂が山積みになっているところで原野の扱いになっております。一括で所有権移転をするというものです。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

現状地目のところは、田んぼの田となっていますが、これはワサビ田のことです。ご確認ください。

それでは審議に入ります。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に移ります。

本案件、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により賛成、可とし許可とさせていただきます。

それでは、続きまして申請番号26番につきまして、申請事由の説明をお願いいたします。

なお、位置につきましては6ページをご参照ください。

○事務局(飯田佳乃君) 委員番号11番、平林委員に代わって事務局より申請番号26番について説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で県外に居住しており、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可とさせていただきます。

それでは、続きまして申請番号27番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

位置につきましては、別冊7ページをご覧ください。

○16番（小林 正君） 委員番号16番、小林です。

申請番号27について説明させていただきます。

申請理由は、渡人は離業するため申請地を譲渡したい。受人は申請地を譲り受け、牧草地として管理したいということです。

審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員賛成により許可とさせていただきます。

それでは、続きまして申請番号28番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

位置につきましては、別冊8ページをご覧ください。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号28番についてご説明いたします。

渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたい。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可とさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) それでは、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 議案書6ページをお願いします。

今月の申請件数は3件で、申請地の所在、地目、面積、申請人、転用目的等につきましては議案書記載のとおりで、いずれも立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、申請番号12番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。
位置等につきましては、別冊10ページ、11ページをご覧ください。

○13番(細萱美嗣君) 委員番号13番、細萱です。

申請番号12番について、転用事由を申し上げます。

申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号13番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いをいたします。

別冊資料12、13ページをご覧ください。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号13番の説明をいたします。

転用事由です。申請人は申請地の利便性がよく、利用が見込めるため、長屋住宅を建築したいというものです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願ひをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号14番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願ひをいたします。

なお、位置につきましては別冊14ページ、15ページをご覧ください。

○5番（堀内伸一君） 委員番号5番、堀内です。

申請番号14番について説明をいたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいというものでございます。

審議をよろしくお願ひします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。それでは採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願ひをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更

許可申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議案書 7 ページをお願いします。

今月の申請件数は 1 件です。本案件は、8 ページ議案第 4 号、申請番号 38 番の関連案件です。申請地の所在、地目、面積、申請人、転用事業所及び転用目的の変更等につきましては、議案書記載のとおりです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 2 番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。位置等につきましては、別冊 16 ページ、17 ページをご覧ください。

○12 番（三枝守和君） 委員番号 12 番、三枝です。

申請番号 2 番について説明いたします。

転用理由なんですけれども、渡人は過去に事業用地として転用許可を受けたが、事情が変わり今回の受人が申請地を譲り受け、建売住宅として販売したいということです。

審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書 8 ページから 10 ページをお願いします。

今月の申請件数は 7 件で、申請地の所在、地目、面積、申請人、転用目的等につきましては議案書記載のとおりで、いずれも立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

なお、申請番号 38 番は、先ほどの 7 ページ、議案第 3 号、申請番号 2 番の関連案件です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、申請番号37番につきまして、転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊18、19ページをご覧ください。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号37番について説明いたします。

転用事由は、受人は現在介護事業をしており、事業拡大のため申請地に介護施設を建築したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

1点よろしいですか。私のところですので、ちょっと確認をしたいんですが、これ現在の事業の拡張ということでしょうか。それとも改めて事業を開業したいということでしょうか。事務局お願いします。

○事務局（森 和哉君） 事業の拡張になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により賛成とし、許可とし県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号38番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊20、21ページ、ご覧ください。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号38について転用理由を説明いたします。

受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。審議のほうよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号39番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、22ページ、23ページをご覧ください。

○8番(藤岡喜美夫君) 委員番号8番、藤岡です。

申請番号39番に対して説明いたします。

転用事由、借人は来客用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したい。

以上、審議のほうよろしくお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号40番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊24、25ページをご覧ください。

○10番(二木寿夫君) 委員番号10番、二木です。

申請番号40番についてご説明いたします。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号41番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊26、27ページをご覧ください。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号41番についてご説明いたします。

転用理由ですが、受人はリンゴ栽培に必要な資材・機材等を収納する倉庫を建築したい。

以上、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号42番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊28、29ページをご覧ください。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号42番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は前所有者が申請地を工場敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいというものです。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして申請番号43番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお

願います。

位置につきましては、別冊30、31ページをご覧ください。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号43番について説明いたします。

転用事由です。受入は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいというものです。

審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書11ページから13ページをお願いします。

今月の申請件数は2件で、申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては議案書記載のとおりで、いずれも現況は山林原野化し復元困難となっております。

なお、明科地域委員会で非農地と認められるものと確認しております。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

明科地域長のほうで何か補足説明がございましたら、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 位置等につきましては、32、33ページでございます。

ただいまの説明につきまして、皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

原案どおり非農地と決定をすることに賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手数により原案どおりと決定させていただきます。

議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは続きまして、議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議案書14ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

今月の申請件数は2件で、申請地の所在、地目、面積、相続人等につきましては議案書記載のとおりで、いずれも引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

位置等につきましては、34、35ページをお願いいたします。

関係につきましては穂高地域長のほうで、何か補足説明がございましたらお願いします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは審議に入ります。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり証明書の交付を承認することを賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により、証明書の交付を承認とさせていただきます。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）につきまして上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議案書15ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社

に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

今月の申請件数は5件で、申請地の所在、地目、面積、利用方法等につきましては、議案書記載のとおりです。いずれも公社買入れの移転時期は令和8年6月22日、公社売渡しの移転時期は令和8年9月15日です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

位置等につきましては、別冊の36ページから40ページをご覧くださいと思います。

ただいまの説明につきまして、豊科地域長また三郷地域長、何か補足説明ございましたら、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうで、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

原案どおり要請することに賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるように要請をいたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） それでは次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式を上程いたします。

農業委員会等に関する第31条の議事参与の制限につきまして、委員番号2番、中島委員、委員番号9番、齋藤委員につきましては参考人とさせていただきますので、採決に加わらないよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計153件、22万5,612㎡、期間は5年6か月、10年6か月です。設定筆数は総計153筆、田が131筆、畑が22筆です。耕作者は45人、所有者は65人となっております。

17ページから21ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いをいたします。
ご自分の関係のところをしっかりと確認をお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして原案どおり異議なしとの賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画内)に異議なしとの意見書を提出させていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

議案第9号 農用地利用集積等促進計画審議(権利移転)

○議長(佐原悦司君) 次に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画審議を上程いたします。
事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) 22ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(権利移転)について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計17件、1万3,576㎡、期間は2年6か月、9年7か月、16年6か月です。
設定筆数は総計17筆、田が1筆、畑が16筆です。借受人は3人となっております。

23ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして議案に異議なしとの回答を賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議に利用権移転に異議なしとの意見書を提出させていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

議案第10号 令和8年度最適化活動の目標設定等について

○議長(佐原悦司君) それでは、議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定等につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) タブレット端末に送信させていただきました別冊令和8年度最適化

活動の目標の設定等をお願いします。

よろしいでしょうか。説明させていただきます。

最適化活動の目標の設定等については、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等についてにより定められ、最適化活動の目標の設定等の事務の実施を公表するに当たり、農業委員会で承認をいただき公表することとなっております。

内容につきましては、三役地域長会及び各地域委員会で協議をしていただきました。

別冊の令和8年度最適化活動の目標の設定等のとおり、農業委員会として承認をいただき、国・県に報告するとともに公表を行いたいと思います。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして、いろいろとご覧いただく表ございますが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

1点よろしいですか、森さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 認定農業者246名、それ1個飛ばして認定新規就農者が14名、これ認定新規就農者は、いつこれ認定農業者ということを取れるんですか。何年間実際にやったら認定を取れるとか、お願いします。

○事務局（森 和哉君） 申し訳ないですけども、農業委員会、この所管ではございませんので、その基準というのは我々のほうでも、ちょっと分かりかねるので申し訳ございませんが、また県の農政課長に来週確認をしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） はい、お願いします。

○事務局長（高山英利君） まず、認定新規就農者というふうに認定農業者ということで、まず認定新規就農者ということは新たに農業を始めるということで、認定新規就農者というものを取っていただくと、それによって国・県が定めます助成が受けられるということで有利になってくるというところで認定を受けると、2つの方法がある。認定になりますと、年間で農家所得が500万円以上にならないと取れないということになりますので、認定新規になって500万円以上の計画が取れば移行していくというのが一般的。認定新規就農者何年やったら認定農業者になるということではないんじゃない。立てつけになっていますね。

○議長（佐原悦司君） 皆さん分かりましたかね。

（「別の制度ということじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○事務局長（高山英利君） おっしゃるとおりですね。認定農業者と新規、それによって違うんですね、そもそも考え方が、認定の基準が違うものですから、移行する方もいらっしゃる、認定新規の計画を取ってそのままという方もいらっしゃいます。

○議長（佐原悦司君） 認定新規就農者という認定を取った方は何年間有効というというあれなんですか。

○事務局長（高山英利君） 基本的には交付金をもらうために取られるということですので、

更新は基本的には考えてないと思います。

○議長（佐原悦司君） いつまでも新規というわけじゃないの。

○事務局長（高山英利君） そうですね。

○議長（佐原悦司君） 事務局、お願いします。

○事務局（森 和哉君） こちらの数字は昨年度実績数字になっておりますので、増えていくという形じゃなくて、また来年後の計画をすると今年度の認定新規就農者の数字を記載させていただけるという形になります。お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） アバウトな考え方でいうと、500万円以上になってから認定農業者取れるということで。

○事務局（森 和哉君） もちろん審査が必要ですが、そちらのほう農業新規から認定農業者に移行というのは考えることで。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。そういうことですので、大体分かりましたかね。皆さんが行けばいいんだろうけれども、新規就農者が来られたらこういう説明も必要かと思しますのでよろしく願いをいたします。

資料等ご覧いただいて、何かほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたしますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 特段なければ、ただいまのご説明につきまして、採決に入りたいと思いますがよろしく願いをいたします。

原案どおり決定ということで、賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により、原案どおり令和8年度最適化活動の目標の設定を決定させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐原悦司君） 以上で、本日の議事を終了いたします。全体を通しまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは以上をもちまして、全ての議事を終了いたします。

午後 2時45分 閉会